

平成二十九年厚生労働省・国土交通省令第一号

住宅宿泊事業法施行規則

(法第二条第一項第一号の国土交通省令・厚生労働省令で定める設備) 住宅宿泊事業法(以下「法」という。)の規定に基づき、住宅宿泊事業法施行規則を次のように定める。

第一条 住宅宿泊事業法(以下「法」という。) 第二条第一項第一号の国土交通省令・厚生労働省令で定める設備は、次に掲げるものとする。

省令で定める設備は、次に掲げるものとする。

一 台所

二 浴室

三 便所

四 洗面設備

(法第二条第一項第一号の国土交通省令・厚生労働省令で定める家屋)

第二条 法第二条第一項第二号の人の居住の用に供されていると認められる家屋として国土交通省令・厚生労働省令で定めるものは、次の各号のいずれかに該当するものであつて、事業(人)を宿泊させるもの又は人を入居させるものを除く。)の用に供されていないものとする。

一 現に人の生活の本拠として使用されている家屋

二 入居者の募集が行われている家屋

三 随時その所有者、賃借人又は転借人の居住の用に供されている家屋
(人を宿泊させる日数の算定)

第三条 法第二条第三項の国土交通省令・厚生労働省令で定めるところにより算定した日数は、毎年四月一日正午から翌年四月一日正午までの期間において人を宿泊させた日数とする。この場合において、正午から翌日の正午までの期間を一日とする。

(届出) 法第三条第一項の届出は、住宅宿泊事業を開始しようとする日の前日までに、第一号様式による届出書を提出して行うものとする。法第三条第二項第六号の国土交通省令・厚生労働省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一 住宅宿泊事業者の商号、名称又は氏名
二 住宅宿泊管理業者の登録年月日及び登録番号
三 法第三十二条第一号に規定する管理受託契約の内容

法第三条第一項第七号の国土交通省令・厚生労働省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一 届出をしようとする者(以下この条において「届出者」という。)の生年月日及び性別

(届出者が法人である場合にあっては、その役員の生年月日及び性別)

二 届出者が未成年である場合においては、そ

の法定代理人の生年月日及び性別(法定代理

人が法人である場合にあっては、その役員の

生年月日及び性別)

三 届出者が法人である場合には、法人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第二十七号)第二条第十五項に規定する法人番号をいう。)

四 届出者が住宅宿泊管理業者である場合にお

いては、その登録年月日及び登録番号

五 届出者の連絡先

六 住宅の不動産番号(不動産登記規則(平成十七年法務省令第十八号)第一条第八号に規定する不動産番号をいう。)

七 第二条各号に掲げる家屋の別

八 一戸建ての住宅、長屋、共同住宅又は寄宿舎の別

九 住宅の規模

十 住宅に人を宿泊させる間、届出者が不在

(法第十二条第一項第一号の国土交通省令・厚生労働省令で定める不在を除く。)となる場合においては、その旨

十一 届出者が賃借人である場合においては、

賃貸人が住宅宿泊事業の用に供することを目的とした賃借物の転貸を承諾している旨

十二 届出者が転借人である場合においては、

賃貸人及び転貸人が住宅宿泊事業の用に供することを目的とした転借物の転貸を承諾して

いる旨

十三 住宅がある建物が二以上の区分所有者

(建物の区分所有等に関する法律(昭和三十七年法律第六十九号)第二条第二項に規定す

る区分所有者をいう。次項において同じ。)

が存する建物で人の居住の用に供する専有部

分(同法第二条第三項に規定する専有部分を

いう。次項において同じ。)のあるものであ

る場合においては、規約に住宅宿泊事業を當

むことを禁止する旨の定めがない旨(当該規

約に住宅宿泊事業を営むことについての定め

がない場合は、管理組合(マンションの管理

の適正化の推進に関する法律(平成十二年法

律百四十九号)第二条第三号に規定する管

理組合をいう。次項において同じ。)に届出

住宅において住宅宿泊事業を営むことを禁止

する意思がない旨を含む。)

認したこととを証する書類

法第三条第三項の国土交通省令・厚生労働省令で定める書類は、次に掲げるものとする。

一 届出者が法人である場合には、役員

で定める書類は、次に掲げるものとする。

二 届出者が法人である場合には、役員

で定める書類は、次に掲げるものとする。

三 届出者が法人である場合には、役員

で定める書類は、次に掲げるものとする。

四 届出者が法人である場合には、役員

で定める書類は、次に掲げるものとする。

五 届出者が法人である場合には、役員

で定める書類は、次に掲げるものとする。

六 届出者が法人である場合には、役員

で定める書類は、次に掲げるものとする。

七 届出者が法人である場合には、役員

で定める書類は、次に掲げるものとする。

八 届出者が法人である場合には、役員

で定める書類は、次に掲げるものとする。

九 届出者が法人である場合には、役員

で定める書類は、次に掲げるものとする。

十 届出者が法人である場合には、役員

で定める書類は、次に掲げるものとする。

十一 届出者が法人である場合には、役員

で定める書類は、次に掲げるものとする。

十二 届出者が法人である場合には、役員

で定める書類は、次に掲げるものとする。

十三 届出者が法人である場合には、役員

で定める書類は、次に掲げるものとする。

十四 届出者が法人である場合には、役員

で定める書類は、次に掲げるものとする。

十五 届出者が法人である場合には、役員

で定める書類は、次に掲げるものとする。

十六 届出者が法人である場合には、役員

で定める書類は、次に掲げるものとする。

十七 届出者が法人である場合には、役員

で定める書類は、次に掲げるものとする。

十八 届出者が法人である場合には、役員

で定める書類は、次に掲げるものとする。

十九 届出者が法人である場合には、役員

で定める書類は、次に掲げるものとする。

二十 届出者が法人である場合には、役員

で定める書類は、次に掲げるものとする。

二十一 届出者が法人である場合には、役員

で定める書類は、次に掲げるものとする。

二十二 届出者が法人である場合には、役員

で定める書類は、次に掲げるものとする。

二十三 届出者が法人である場合には、役員

で定める書類は、次に掲げるものとする。

二十四 届出者が法人である場合には、役員

で定める書類は、次に掲げるものとする。

二十五 届出者が法人である場合には、役員

で定める書類は、次に掲げるものとする。

5

二 前号ニからヲまでに掲げる書類

一 都道府県知事(保健所設置市等であつて、そ

の長が第六十八条第一項の規定により同項に

規定する住宅宿泊事業等関係行政事務を処理す

るものとの区域にあつては、当該保健所設置市等

の長。第十六条を除き、以下同じ。)は、届出

者(個人である場合に限る。)に係る本人確認

情報(住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八

十一号)第三十条の六第一項に規定する本人確

認情報をいう。)のうち住民票コード以外のも

のについて、同法第三十条の十第一項(同項第

一号に係る部分に限る。)、第三十条の十一第一

項(同項第一号に係る部分に限る。)及び第三

十条の十二第二項(同項第一号に係る部分に限

る。)の規定によるその提供を受けることがで

きないとき、又は同法第三十条の十五第一項

(同項第一号に係る部分に限る。)の規定による

その利用ができないときは、その者に対し、住

民票の抄本若しくは個人番号カード(行政手続

における特定の個人を識別するための番号の利

用等に関する法律(平成二十五年法律第二十七

管理組合に届出住宅において住宅宿泊事業を営むことを禁止する意思がないことを確

認したことを証する書類

法第四条第二号から第四号まで、第七号

及び第八号のいずれにも該当しないことを

誓約する書面

届出者が住宅宿泊管理業者に委託する場合においては、法第三十四条の規定により交付された書面の写し

届出者が法人である場合には、役員

で定める書類は、次に掲げるものとする。

二 届出者が法人である場合には、役員

で定める書類は、次に掲げるものとする。

三 届出者が法人である場合には、役員

で定める書類は、次に掲げるものとする。

四 届出者が法人である場合には、役員

で定める書類は、次に掲げるものとする。

五 届出者が法人である場合には、役員

で定める書類は、次に掲げるものとする。

六 届出者が法人である場合には、役員

で定める書類は、次に掲げるものとする。

七 届出者が法人である場合には、役員

で定める書類は、次に掲げるものとする。

八 届出者が法人である場合には、役員

で定める書類は、次に掲げるものとする。

九 届出者が法人である場合には、役員

で定める書類は、次に掲げるものとする。

十 届出者が法人である場合には、役員

で定める書類は、次に掲げるものとする。

十一 届出者が法人である場合には、役員

で定める書類は、次に掲げるものとする。

十二 届出者が法人である場合には、役員

で定める書類は、次に掲げるものとする。

十三 届出者が法人である場合には、役員

で定める書類は、次に掲げるものとする。

十四 届出者が法人である場合には、役員

で定める書類は、次に掲げるものとする。

十五 届出者が法人である場合には、役員

で定める書類は、次に掲げるものとする。

十六 届出者が法人である場合には、役員

で定める書類は、次に掲げるものとする。

十七 届出者が法人である場合には、役員

で定める書類は、次に掲げるものとする。

十八 届出者が法人である場合には、役員

で定める書類は、次に掲げるものとする。

十九 届出者が法人である場合には、役員

で定める書類は、次に掲げるものとする。

二十 届出者が法人である場合には、役員

で定める書類は、次に掲げるものとする。

二十一 届出者が法人である場合には、役員

で定める書類は、次に掲げるものとする。

二十二 届出者が法人である場合には、役員

で定める書類は、次に掲げるものとする。

二十三 届出者が法人である場合には、役員

で定める書類は、次に掲げるものとする。

号) 第二条第七項に規定する個人番号カードをいう。) の写し又はこれらに類するものであつて氏名、生年月日及び住所を証明する書類を提出させることができる。

6 都道府県知事は、特に必要がないと認めるときは、この規則の規定により届出書に添付しなければならない書類の一部を省略させることができることである。

7 都道府県知事は、第一項の届出があつたときは、届出者に、届出番号を通知しなければならない。

(変更の届出)

第五条 法第三条第四項の規定による届出は、第二号様式による届出事項変更届出書を提出して行うものとする。

2 法第三条第五項において準用する同条第三項の国土交通省令・厚生労働省令で定める書類は、第四条第四項各号に掲げる書類のうち、当該変更事項に係るものとする。

(廃業等の届出)

第六条 法第三条第六項の規定による届出は、第二号様式による廃業等届出書を提出して行うものとする。

(心身の故障により住宅宿泊事業を的確に遂行することができない者)

第六条の二 法第四条第一号の国土交通省令・厚生労働省令で定める者は、精神の機能の障害により住宅宿泊事業を的確に遂行するに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。

(宿泊者名簿)

第七条 法第八条第一項(法第三十六条において準用する場合を含む。第三項及び第四項において同じ。)の宿泊者名簿は、当該宿泊者名簿の正確な記載を確保するための措置を講じた上で作成し、その作成の日から三年間保存するものとする。

2 法第八条第一項の国土交通省令・厚生労働省令で定める場所は、次の各号のいずれかに掲げる場所とする。

一 届出住宅

二 住宅宿泊事業者の営業所又は事務所

3 法第八条第一項の国土交通省令・厚生労働省令で定める事項は、宿泊者の氏名、住所、職業及び宿泊日のほか、宿泊者が日本国内に住所を有しない外国人であるときは、その国籍及び旅券番号とする。

4 前項に掲げる事項が、電子計算機に備えられたファイル又は電磁的記録媒体(電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができる方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものに係る記録媒体をいう。)に記録され、必要に応じ電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面に表示されるときは、当該記録をもつて法第八条第一項の規定による宿泊者名簿への記載に代えることができる。

(周辺地域の生活環境への悪影響の防止に関する必要な事項の説明)

第八条 法第九条第一項(法第三十六条において準用する場合を含む。次項において同じ。)の規定による説明は、書面の備付けその他適切な方法により行わなければならない。

2 法第九条第一項の届出住宅の周辺地域の生活環境への悪影響の防止に關し必要な事項であつて国土交通省令・厚生労働省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 騒音の防止のために配慮すべき事項

二 ごみの処理に關し配慮すべき事項

三 火災の防止のために配慮すべき事項

四 前三号に掲げるもののほか、届出住宅の周辺地域の生活環境への悪影響の防止に關し必要な事項

(住宅宿泊管理業務の委託の方法)

第九条 法第十一条第一項の規定による委託は、次に定めるところにより行わなければならぬ。

一 届出住宅に係る住宅宿泊管理業務の全部を契約により委託すること。

2 委託しようとする住宅宿泊管理業者に対して同一の宿泊者名簿は、当該宿泊者名簿の正確な記載を確保するための措置を講じた上で作成し、その作成の日から三年間保存するものとする。

3 法第十一条第一項第二号の国土交通省令・厚生労働省令で定めるときに届出住宅に係る住宅宿泊管理業務を自ら行う者(住宅宿泊管理業者であるものに限る。)第六号様式

4 届出住宅に係る住宅宿泊管理業務を住宅宿泊管理業者へ委託する者 第六号様式

(住宅宿泊事業者の報告)

第十一条 法第十四条の国土交通省令・厚生労働省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一 届出住宅に人を宿泊させた日数

2 生労働省令で定める居室の数は、五とする。

3 法第十五条第一項第二号の国土交通省令・厚生労働省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

4 届出住宅に人を宿泊させた日数

5 附 則 (令和元年五月七日厚生労働省・国土交通省令第一号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成三十一年三月一四日厚生労働省・国土交通省令第一号)

この省令は、平成三十一年四月一日から施行する。

附 則 (令和元年九月一三日厚生労働省・国土交通省令第三号)

この省令は、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に關する法律の施行の日(令和元年九月十四日)から施行する。

附 則 (令和二年一二月二三日厚生労働省・国土交通省令第三号)

この省令は、令和三年一月一日から施行する。

（施行期日）

1 この省令は、令和三年一月一日から施行する。

（経過措置）

第十三条 法第十七条第二項の身分を示す証明書は、第七号様式によるものとする。

とき(住宅宿泊事業者が当該届出住宅から発生する騒音その他の事象による生活環境の悪化を認識することができないことが明らかであるときを除く。)。

二 届出住宅の居室であつて、それに係る住宅宿泊管理業務を住宅宿泊事業者が自ら行うものの数の合計が五以下であるとき。

(宿泊サービス提供契約の締結の代理等の委託の方法)

第十条 住宅宿泊事業者は、法第十二条の規定による委託をしようとするときは、当該委託をしようとする住宅宿泊仲介業者又は旅行業者に対し、商号、名称又は氏名並びに当該委託に係る届出住宅の所在地及び届出番号を通知しなければならない。

(住宅宿泊事業等関係行政事務の処理を開始する旨)

二 住宅宿泊事業等関係行政事務の処理を開始する場合は、次に掲げる事項について行うものとする。

（住宅宿泊事業等関係行政事務の引継ぎ）

第十六条 都道府県知事は、法第六十八条第四項に規定する場合においては、次に掲げる事務を行わなければならない。

一 引き継ぐべき住宅宿泊事業等関係行政事務に關する帳簿及び書類を保健所設置市等の長に引き渡すこと。

二 保健所設置市等の長に引き継ぐこと。

三 その他保健所設置市等の長が必要と認める事項を行うこと。

（条例の制定の際の市町村の意見聴取）

第十四条 都道府県は法第十八条の規定に基づく条例を定めようとする場合には、当該都道府県知事は、あらかじめ、当該都道府県の区域内の市町村の意見を聴くよう努めなければならない。

（住宅宿泊事業等関係行政事務の処理の開始の公示）

第十五条 法第六十八条第三項の規定による公示は、次に掲げる事項について行うものとする。

一 住宅宿泊事業等関係行政事務の処理を開始する旨

2 この省令の施行の際現にあるこの省令による
改正前の様式による用紙は、当分の間、これを
取り繕つて使用することができる。

附 則 (令和三年八月三一日厚生労働省・国土交通省令第二号)
この省令は、令和三年九月一日から施行す
る。

附 則 (令和三年一〇月二二日厚生労働省・国土交通省令第三号)抄
(施行期日)
この省令は、公布の日から施行する。
(経過措置)

第三条 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。
この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕つて使用することができる。

附 則 (令和五年一二月二八日厚生労働省・国土交通省令第二号)
この省令は、公布の日から施行する。

第一号様式（第四条関係）

第一号様式（第四条関係）

（第一）

付表第 国土交通省令第二号
（第一）

付表第 国土交通省令第三号
（第一）

付表第 国土交通省令第三号
（第二）

（第二）

（第一）

付表第 国土交通省令第三号
（第一）

付表第 国土交通省令第三号
（第二）

付表第 国土交通省令第三号
（第三）

（第二）

（第一）

付表第 国土交通省令第三号
（第一）

付表第 国土交通省令第三号
（第二）

付表第 国土交通省令第三号
（第三）

（第二）

| | | | | | |
|------|------|------|------|------|------|
| 会員登録 | ログイン | 新規登録 | 会員登録 | ログイン | 新規登録 |
| 会員登録 | ログイン | 新規登録 | 会員登録 | ログイン | 新規登録 |
| 会員登録 | ログイン | 新規登録 | 会員登録 | ログイン | 新規登録 |

④ 沿用代理の代使者に関する事項(法人である場合)について、代使者が複数存在する場合には、その中から選ばれたときの代理者の名前について記入し、その他の者については、沿用代理の役員に関する事項(法人である場合に記入すること)。

例えば、株式会社の場合で沿用代理者が複数存在する場合には、その中から選ばれたときの代理者の名前について記入し、その他の者については、沿用代理の役員に関する事項(法人である場合に記入すること)。

⑤ 第二回定期申告書については、平成25年1月1日から令和元年1月31日までの期間に開催された会社年次総会の開催報告について記入すること。

④ 第二回開場

- ① 第二回は、極者が法人である場合にのみ記入すること。
- ② 役員に関する事項の欄は、第一回で代表者として記入した者については記入しないこと。
- ③ 第二回記載されない場合は、同じ様式により作成した添面に記載して当該面の裏に添付すること。

5 第三回開場

④ 営業所又は事務所に関する事項(営業所又は事務所を設ける場合)の届出は、登記者が、営業所又は事務所を設ける場合にのみ記入すること。また、営業所又は事務所ごとに作成すること。
 ⑤ 「電話番号」の欄は、若外局番、内局番、番号をそれぞれ(ダッシュ)で区切り、左詰めで記入すること。

第二号様式（第五条関係）

| （第二回） | |
|---------|----|
| 年齢 | 性別 |
| 20歳未満 | 男 |
| 21歳～30歳 | 女 |
| 31歳～40歳 | 男 |
| 41歳～50歳 | 女 |
| 51歳～60歳 | 男 |
| 61歳～70歳 | 女 |
| 71歳～80歳 | 男 |
| 81歳以上 | 女 |
| その他 | 男 |
| その他 | 女 |
| 合計 | 男 |
| 合計 | 女 |
| （第三回） | |
| 年齢 | 性別 |
| 20歳未満 | 男 |
| 21歳～30歳 | 女 |
| 31歳～40歳 | 男 |
| 41歳～50歳 | 女 |
| 51歳～60歳 | 男 |
| 61歳～70歳 | 女 |
| 71歳～80歳 | 男 |
| 81歳以上 | 女 |
| その他 | 男 |
| その他 | 女 |
| 合計 | 男 |
| 合計 | 女 |
| （第四回） | |
| 年齢 | 性別 |
| 20歳未満 | 男 |
| 21歳～30歳 | 女 |
| 31歳～40歳 | 男 |
| 41歳～50歳 | 女 |
| 51歳～60歳 | 男 |
| 61歳～70歳 | 女 |
| 71歳～80歳 | 男 |
| 81歳以上 | 女 |
| その他 | 男 |
| その他 | 女 |
| 合計 | 男 |
| 合計 | 女 |

| | |
|--|--|
| <input type="checkbox"/> 建物に付帯する | <input type="checkbox"/> 設計及び監修に付帯する建物の範囲に従うことを約束し、その範囲に付帯する。 |
| <input type="checkbox"/> 独立に付帯しない | |
| <input type="checkbox"/> 他の区分併用する場合、二以上の区分併用する者が同一の建物を有する場合に付帯しない。区分併用する者が同一の建物を有する場合に付帯しない。 | <input type="checkbox"/> 建物に付帯する建物を有することを本件を含む契約に定めない。既存区分併用する者が同一の建物を有する場合に付帯しない。既存区分併用する者が同一の建物を有する場合に付帯しない。 |
| <input type="checkbox"/> 併用する者と付帯する者有る場合のみ | <input type="checkbox"/> 併用する者と付帯する者有る場合のみ |
| <input type="checkbox"/> 併用する建物が、二以上の区分併用する建物の併用の範囲に付帯する建物のうちのものに限る。 | |

1 各種申請事項

- ① 基本情報は、専用の欄には記入しないこと。
- ② 「受付年月日」及び「生年月日」欄は、選択の欄には「平成25年1月1日」を記入するなどして、口頭で記入する内容によっては、翌年の「平成26年1月1日」を記入すること。

| | | | | | |
|----------------------------|---------|---------|---------|---------|---------|
| (登録用) | (登録用) | (登録用) | (登録用) | (登録用) | (登録用) |
| 【新規登録用】 [新規登録用] [新規登録用] | [新規登録用] | [新規登録用] | [新規登録用] | [新規登録用] | [新規登録用] |

2 納入書類「アリ」欄は、市から受けた、地主の欄には地主の公印や印鑑が記入し、その裏面に裏印が押されていることを、また、「丁印」の欄は、地主の名前と公印や印鑑で記入すること。
3 「登録用」及び「登録用」欄は、丁印、印鑑の欄と並んで、各欄に「アリ」を複数個記入して、上記のうち

（2）「第二回」における「第三回」の構成

- 第二回は、第三回が導入するものであることを示す。
- 第二回は、第三回が導入するものであることを示す。この場合は、次回に区切られ、これで第三回の区切りとなることを示す。
- 「第三回」の「第二回」をもたらすとともに、「更張」の繩及び「更張」の檻の側面に記載すること。
△ 例：第三回の小説に「第二回」と記載する。
- 「第三回」の「第二回」をもたらすとともに、「更張」の繩及び「更張」の檻の側面に記載すること。
△ 例：第三回の小説に「第二回」と記載する。

「変更区分」の欄に「1」を記入するとともに、「変更前」の欄のみ記載すること。

二 代用券以外の兌換の形態に変更があった場合
「変更区分」の欄に「2」を記入するとともに、「変更後」の欄及び「変更前」の欄の両方に記載すること。

③ 役員に関する事項(法人である場合)の基準は、次の区分に応じ、それぞれ当該区分の定めるところにより作成すること。

「実變区分」の欄に「1」を記入するとともに、「実變種」の欄及び「実變的」の欄の間に記載すること。
イ代考者以外の取扱に新たなる者を通知した場合
「実變区分」の欄に「1」を記入するとともに、「実變種」の欄にのみ記載すること。

ウ 代用券以外の兌換を削減した場合
「変更区分」の欄に「1」を記入するとともに、「変更券」の欄にのみ記載すること。
エ 代用券以外の小兌換の際に支度があった場合

「変更区分」の欄に「は」を記入するとともに、「変更後」の欄及び「変更前」の欄の間に記載すること。

住宅瑕疵管理業者に関する事項(住宅瑕疵管理業者である場合)の届出は、届出者が、住宅瑕疵管理業者である場合にのみ記入すること。また、次の区分に応じ、それぞれ部屋区分の定めるところにより作成すること。

- ここで「経営資源」の範囲を広めること。
「実戦後」の欄にのみ記載すること。
- イ 会員権の管理業を運営等した場合

（未完待）の間にこのノットを解く手順。

④ 両面とも上部開口部に開いたサクション孔は吸込流を吸い込む時に吸い込む開口部を形成する。吸い込む開口部を設ける場合にのみ設入すること。また、次の区分に応じて、営業所又は事務所ごとに、それぞれ部屋区分に定めるところにより作成すること。

ア 営業所又は事務所を記載した場合
「変更前」の欄に「1」を記入するとともに、「変更後」の欄にのみ記載すること。
イ 営業所又は事務所を記した場合

ウ 営業区分の欄に「2」を記入するとともに、「営業別」の欄及び「営業的」の欄の間に記載すること。
 「営業区分」の欄に「2」を記入するとともに、「営業別」の欄に「2」を記入するなどに、「営業別」の欄このみ記載すること。

②「電波番号」の欄は、志外局番、志内局番、番号をそれぞれ一(ダッシュ)区切り、左端で記入すること。
(記入例) (1:1)

③ 住宅瑕疵管理業務の委託に関する事項(住宅瑕疵管理業務を委託する場合)の場合は、届け出者が、住宅瑕疵管理業務を委託する場合にのみ記入すること。

④ 商号・名称又は此条の「アリガナ」の欄は、カタカナで上段から左詰めで記入し、その隣、画点及び半角点121文字として後うこと。また、「商号・名称又は此条」も、上段から左詰めで記入すること。

第三号様式（第六条関係）

| | | |
|---|-------|----------|
| 第三種様式(第6条各項用) | | (44) |
| 税 墓 等 出 し 書 | | |
| 住宅所有者法第4条第6項の規定により、下記の通り届け出ます。 | | |
| 年 月 日 | | |
| 附 | | |
| 提出者 住所 | | |
| 氏名 | | |
| 交付条件 | 受付年月日 | 提出時の提出番号 |
| <input checked="" type="checkbox"/> 退出の理由 | | |
| 1. 退居 2. 退去による構造 3. 破損等の修繕の決定 4. 租借終了 | | |
| 専有・共有の区分 | | |
| 1. 専有の上に二人以上が同居する場合 2. 共有の上 | | |
| 1. 退居の理由 2. 退居の時期 3. 退居の場所 | | |
| 1. 退居 2. 退去の原因 3. 退居の個人 4. 退居の時期 | | |
| 4. 退居する者(中間入居しないこと) 5. 退居する者(中間入居する場合の事由と提出人との関係)は、該当するものの番号を(横)に 印してください。 | | |
| 6. 死亡の場合は(死亡した日) 7. 「退居の事由」に記載した「退居の事由」に記載した「退居の事由」を記載する | | |
| 8. 「住宅所有者法第4条第6項の規定により提出する書類」(法務省令第14号別紙の規定によつて作成されたもの)うち最初の 5枚から最終の5枚までの提出する書類を記載する。ただし、提出する書類が5枚未満である場合は、までの書類を記載すること。 | | |

第四号様式（第十一条関係）

③ 地の色は白色とし、都道府県知事又は保健所を設置する市若しくは特別区の長の名前を記載すること。

第五号様式（第十一条関係）

| | | | |
|--|---|----------|--|
| 第五条第一項(第十一条同様) | | 第五十二条第一項 | |
| 住宅宿泊事業（民泊） Private Lodging Business | | | |
|  | | | |
| 届出済 CERTIFIED | | | |
| 届出者番号 Number N-XXXXXX | 第 号 年月日 Date of Notification 年月日 登録者登録番号 登録者登録番号 実業登録者登録番号 実業登録者登録番号 Contact number of the Responsible Private Lodges Operator | | |
| ○ 準 備 書 用 印 蓋 付 属 書 類 其 他 事 項 記 入 部 分 其 他 事 項 記 入 部 分 | | | |

① 地の色は白色とし、標章は青色とすること。
 ② 「〇〇県知事」には、届出を受理した都道府県知事又は保健所を設置する市若しくは特別区の長の名前を記載すること。

第六号様式（第十一条関係）

① 地の色は白色とし、標章は青色とすること。
 ② 「○○県知事」には、届出を受理した都道府県知事又は保健所を設置する市若しくは特別区の長の前を記載すること。

